

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC

2012. 08.

$$(1/1)$$

別 1 項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9－（5の5）無線通信傍受装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第8条 輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当○ 非該当× 対象外－		
一	伝送通信装置、電子式交換装置、 通信用の光ファイバー、 フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、 通信妨害装置、電波その他の電磁波を発信することなく、 電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を 探知することができる装置又は無線通信傍受装置であつて、 次のいずれかに該当するもの	【 】		
イ	核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる 影響を防止することができるように設計したもの	[]		
ロ	ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を 防止することができるように設計したもの (人工衛星に搭載するように設計したものを除く。)	[] 《 》	〕 除外	
ハ	1 2 4 度を超える温度又は零下 5 5 度より低い温度で 使用することができるように設計したものであつて、 電子回路を有するもの (人工衛星に搭載するように設計したものを除く。)	[] 《 》	〕 除外	数値 ()
五の五	無線通信傍受装置であつて、 移動体通信プロトコルを用いる無線通信を傍受し、 及び処理するために特に設計した装置 又はその部分品	【 】		

作成責任者：（作成年月日： 年 月 日）

会 社 名 _____

所 属 ・ 役 職 _____

（フリガナ）
氏 名 _____ 印

電 話 _____

判定結果	☐ 該当 ☐ 非該当
該当項番	
① 輸出令別表第１の項番〔	〕
② 貨物等省令の条項号等の番号等	
〔	〕
〔	〕